

# 宅地建物取引主任者死亡等届出書

宅地建物取引主任者について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

平成22年 6月 4日

三重県知事 あて

死亡された取引主任者の相続人の氏名、印

受付年月日

届出者 住 所 三重県津市広明町13番地  
氏 名 三重 次郎



届出時の登録番号

2 4 7 7 7

死亡された取引主任者の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	① 相続人 2. 本人 3. 後見人 4. 保佐人		
届出の理由	①. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第4号の2 7. 法第18条第1項第4号の3 8. 法第18条第1項第5号 9. 法第18条第1項第5号の2		
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	三重 太郎	性別	①. 男 2. 女
生 年 月 日	昭和35年 5月 5日		
登 録 年 月 日	平成17年 2月25日		
本 籍	三重県津市広明町13番地		
住 所	三重県津市広明町13番地		
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	株式会社三重県不動産	
	免許証番号	国土交通大臣 三重県知事 ( 3 ) 第 7777 号	
届出事由の生じた日	平成22年 5月24日		

死亡された取引主任者について記載

確認欄

備考

「宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「性別」の欄は、該当する番号を で囲むこと。

死亡の場合にあたっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。